

社会福祉法人平生町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人平生町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事・監事
- (4) 評議員
- (5) 委員

(報酬の支給)

第3条 役員の内、会長及び副会長には、報酬を支給する。

2 報酬は、次に定めるとおりとする。

- | | |
|---------|-------------|
| (1) 会長 | 月額 80,000 円 |
| (2) 副会長 | 月額 20,000 円 |

(費用弁償)

第4条 役員等が、次の各号に掲げる法人の業務に従事した場合は、費用弁償として一律3,000円を支給する。

- (1) 役員の理事会出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員の評議員会出席
- (4) 委員の委員会出席
- (5) その他、会長が必要と認めた業務

2 報酬を受ける役員には、前項の費用弁償を支給しない。

3 役員等が職務のため旅行したときは、その費用を弁償するものとし、その額は旅費規程に規定するところとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日から施行する。
- 2 社会福祉法人平生町社会福祉協議会費用弁償規程(平成21年4月1日施行)は、この規程施行の日から廃止する。